

公益社団法人日本農芸化学会北海道支部 学生会員学術集会参加補助金 実施規程

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人日本農芸化学会北海道支部（以下「農芸化学会北海道支部」という。）に所属する学生会員および農芸化学会入会手続き中で北海道支部内教育機関に所属する学生（以下、「未会員学生」という。）が、農芸化学研究の進歩発展のために、公益社団法人日本農芸化学会（以下「農芸化学会」という。）が主催する学術集会等において積極的に発表を行うための支援を目的として、学生会員と未会員学生の学術集会参加費用・会場までの旅費等の補助金支給に関する事項を定める。

(学術集会の定義)

第2条

この規程における学術集会とは、全国規模で行なわれる農芸化学会主催の年次学術集会、東北地区で開催される農芸化学会北海道・東北支部合同学術集会等をさす。

(応募資格)

第3条

この補助金への応募資格は、当該学術集会に参加・自らが口頭または掲示物によって発表し、農芸化学会会員である指導教員等の推薦を受けた北海道支部所属の当該年度の農芸化学会年会費完納済みの学生会員、もしくはこの応募と同時に農芸化学会に入会手続きを行う未会員学生とする。

(重複取得の禁止)

第4条

この規定において得られる補助は、同様の旅費を支援する他の補助・助成や所属施設の出張費等と重複取得することはできない。

(補助金額)

第5条

補助金額については、学術集会開催地域で規定する。一人あたりの上限は、7万円とし、補助対象学術集会あたり10名程度を目安とするが、開催地等により農芸化学会北海道支部 支部長が補助金額、補助件数を変更することは可能である。

(補助の決定)

第6条

この規定における補助の決定は、農芸化学会北海道支部 支部長が行うものとし、その結果は農芸化学会北海道支部 参与会に報告する。

(補助の実施と取り消し)

第7条

補助金については、原則、当該学術集会に発表目的で参加登録された事を農芸化学会北海道支部が確認した後、日本農芸化学会事務局会計より受給者指定口座に振り込むものとする。

2

農芸化学会への入会・発表の事実がない場合や、代理者によって発表された場合には、その補助は取り消されるものとする。学術集会参加補助金を申請した者が発表の取り消しを決めた場合には、速やかに農芸化学会北海道支部支部長に届けるものとする。

(補助金の使用目的)

第8条

支給された補助金の使用目的は、原則、農芸化学会会費、当該学術集会参加・発表ための旅費、宿泊費、学術集会参加費等、学術集会に関わる内容に限るものとし（懇親会または情報交換会などは除く）、補助金を受けた者はそれらの領収書一式を別に定める報告書と共に農芸化学会北海道支部に提出する義務を負う。

(規定の改正)

第9条

ここに定める規定については、適宜修正・追加ができるものとし、改正についてはその都度農芸化学会北海道支部参与会に諮り承認を得るものとする。

付則

(実施期日)

この規程は、平成29年11月1日から実施する。